

平成28年3月28日

北薩広域行政事務組合  
理事長 渋谷 俊彦 様

ごみ処理施設等使用料見直し検討委員会

ごみ処理施設等の使用料見直しに関する検討結果（報告）

本委員会は、貴組合が計画するごみ処理施設等の使用料見直しに関する必要な事項を検討するために設置されました。

本委員会は平成27年11月24日に第1回を開催して以降、計4回の委員会を開催し、住民、事業者の方々の負担感や一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進への効果、周辺自治体との料金バランス等を考慮した上で、ごみ処理の現状や課題及び料金体制等について慎重に審議、検討を行いました。

その結果を取りまとめましたので、別添のとおり報告します。

以上

## 1 はじめに

現在の北薩広域行政事務組合は、昭和43年に北薩衛生処理組合を前身として、昭和58年に北薩衛生処理組合、北薩広域行政推進協議会及び北薩隔離病舎組合を整理統合し、現在の形となり、約30年を経過しました。この間、施設使用料については、構成市町を取り巻く状況の変化及び消費税改定等により見直しが図られてきましたが、合併以前の平成11年度以降見直しがなされていない状況です。

使用料の見直しに当たっては、前回見直しより16年を経過していることから、搬入状況、施設の維持管理費、処理原価、周辺自治体の使用料等の現状を調査し、住民生活への影響を考慮して、慎重に検討を行いました。

### 【施設使用料改定の経緯】

|          |   |
|----------|---|
| 昭和47年 8月 | <u>1トンにつき500円（1トン未満のときは、1トンとする。）</u>  |
| 昭和58年 4月 | 北薩広域行政事務組合設立。   |
| 平成 4年 7月 | ごみ焼却処理施設完成（60t/16h 2炉）。   |
| 平成11年 4月 | <u>料金体系の改定。</u><br>(500キログラムまでは500円とし、500キログラムを超える場合は、500キログラム（500キログラム未満のときは、500キログラム とする。）を超える毎に1,000円を加算した額)           |
| 平成20年 4月 | リサイクルセンター稼働に伴い、「 <u>資源ごみ</u> 」が無料になる。   |
| 平成26年 4月 | <u>消費税改定に伴い使用料が変更になる。</u><br>(500キログラムまでは510円とし、500キログラムを超える場合は、500キログラム（500キログラム未満のときは、500キログラム とする。）を超える毎に1,020円を加算した額) |

### 【使用料改定の基本的な考え方】

| 1 排出抑制や再生利用の促進                    | 2 公平性の確保                             | 3 周辺自治体とのバランス                            |
|-----------------------------------|--------------------------------------|--|
| ・使用料負担を軽減しようとする動機づけ<br>・最終処分場の延命化 | ・搬出量に応じた費用負担の公平化<br>・事業者：自己負担責任による処理 | ・周辺自治体の施設使用料との均衡を考慮<br>・構成市町外のごみ搬入、流入の防止 |

|             |
|-------------|
| ○ 循環型社会の形成  |
| ○ ごみ適正処理・減量 |
| ○ 環境負荷の軽減   |

## 2 ごみ処理施設等の使用料の見直しに関すること

### (1) 可燃ごみ・不燃ごみの料金体制について

可燃ごみ・不燃ごみの料金体制については、「排出量単純比例型」の第1案 300円/100kg（税抜）、第2案600円/100kg（税抜）とする。

- ・ 料金については、全会一致が望ましいが、地域の実情及び委員の意見等を踏まえ、12案中2つの（案）が適当であると確認しました。
- ・ 料金体系では、本組合の計量器で設定可能な「排出量単純比例型」と「定額制従量制併用型」について検討し、排出量に応じ排出者が使用料を負担する方式の「排出量単純比例型」が適当であると判断しました。
- ・ 料金区分では、現行の500kg単位の料金体系を細かくした方が住民の理解も得られると判断し、「排出量単純比例型」の20kg単位の4つの案と100kg単位の4つの案から委員全員の意見等を確認することとしました。
- ・ 現行の料金体系では、「定額制従量制併用型」で500kgまで同額であるが、生活系搬入では、200kg以内が90%を占めていることから、分かりやすく、細かい料金設定の100kg単位が適当であると判断しました。
- ・ 料金体制の第1案としては、使用料の急激な変化は住民（受益者）への負担が大きいことから、料金区分を細分化し、300円/100kgが適当であると判断しました。
- ・ 料金体制の第2案としては、生活系搬入の63%が100kg以内であることから、100kgまでの料金が現行に近い600円/100kgが適当であると判断しました。
- ・ 使用料の改定は、重量区分ごとの搬入台数、計量器仕様、周辺自治体の料金体制等を参考にして、住民、事業者の方々の負担感や一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進への効果、周辺自治体との料金バランス、処理原価等を考慮して、8つの案の中から第1案300円/100kg（税抜）、第2案600円/100kg（税抜）を2つの候補として挙げることを確認しました。

### (2) 資源ごみの施設使用料について

資源ごみの施設使用料は、現行どおり「無料」が相応しいと判断する。

- ・ 資源ごみの施設使用料は、周辺自治体との比較等において有料の自治体も見られるが、ごみの発生抑制及び再使用の促進、適正な資源化の推進等の3Rの推進の観点から、無料が適当であると判断しました。

### (3) し尿処理施設の施設使用料について

し尿処理場は、「現行使用料を据え置く」ことが、相応しいと判断する。

- し尿処理施設の施設使用料は、周辺自治体との比較等を行ったが、これまで家庭（個人）及び事業所によるし尿等の直接搬入、使用料の徴収の実績がないことから、「現行使用料を据え置く」ことが適当であると判断しました。また、消費税改定時には、消費税額を転嫁することを確認しました。

※ 現行使用料 510 円（平成 26 年 4 月 1 日 8%改定）

※ 平成 29 年 4 月 1 日に消費税が 10%に改定された場合  
 $500 \text{ 円} \div 1.05 \times 1.10 = 523.80 \text{ 円} \approx 520 \text{ 円}$ （10 円未満切り捨て）

## 3 その他理事長が必要と認める事項に関すること

### (1) 消費税の取り扱いについて

消費税の取り扱いについては、「外税」が相応しいと判断する。

- 施設使用料については、課税対象であることを確認しました。
- ごみ処理等の施設使用料は、消費税改定時に転嫁が必要であり、「外税」での取り決めが適当であると判断しました。

### (2) 使用料改定の期間設定について

現行の使用料が適正か否かの検証・見直しを、原則、5年ごとに行うことが望ましいと確認した。

ただし、急激な社会情勢の変化等により、早急な見直しが必要なときは、この限りではない。

- 期間設定は、前回見直しより 16 年経過しており、周辺自治体と比較して安価となっている状況である。今後については、急激な変化は住民、事業者の方々の負担感が増すことから、概ね 5 年ごとの検証・見直しが適当であると確認しました。
- 「新焼却施設稼働時は、新しい施設に見合った使用料に改定すること。」を確認しました。
- 「社会情勢の変化等により見直しが必要と認められる場合は、この限りではない。」と 2～3 年でも料金改定ができるように但し書きを入れることを確認しました。